

生徒心得



校訓 「創造」

愛知県立 名古屋工科 高等学校

定時制課程

〒457-0063 名古屋市南区阿原町1番

電話番号 052-822-0244

FAX 052-822-0299

目 次

校 歌	1
生徒心得	3
精皆勤生徒の表彰について	6
忌引について	6
定期考査の生徒心得	7
登下校時に大きな地震が起きた場合の対応について	7
「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が 発表された際の授業等の取扱いについて	7
災害用伝言ダイヤルの利用方法	9
異常気象時における生徒の登下校について	12
生徒会会則	13
生徒会役員選出規定	15
部活動規約	16
学校給食心得	16
日本スポーツ振興センター <u>災害共済給付制度</u>	17
学校感染症による出席停止	17
電話相談先一覧	19

『 働 学 一 致 』

一生働き続けると共に、学びを得ることの平凡な日常こそ、
実はわれわれに最も大切な人生のすべてである。

働くことが、生計を立て、家族を養い、人生を豊かにするもの
ならば、学ぶこともまた、それと同義である。

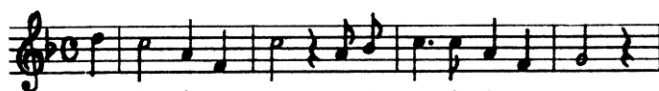
しっかり働き、しっかり学ぼう

校 歌

作詞 名南工業高等学校
作曲 日比芳江
編曲 松 濤 基



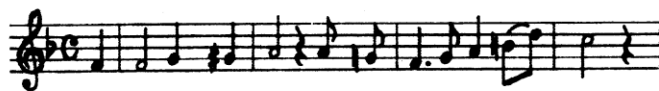
みはるかーす みどりのだいち
カギリナーキ キ ジュツノソナエ
かがやけーる ひ とみのわれら



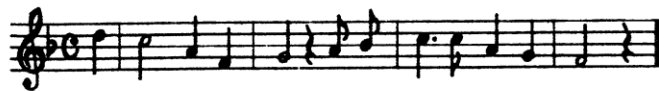
ひとすじに つらぬきながる
タユミナク アセシテツトム
ほこらかに かた くみあおぐ



てんぱくの たかきせおとよ
メイナンノ マナビノニワヨ
みんなみの じゆじのほしよ



わかくさのもゆるいのちーを }
コウギョウノワカキチカラーヲ }
わこうどのもゆるりそーを }



いぎともよここにうたわん
シメサン
きづかん

校 歌

作詞 名南工業高等学校
作曲 日比 芳 江
編曲 松 濤 基

1 みはるかす 緑の大地
ひとすじに 貫き流る
天白の たかき瀬音よ
若草の 萌ゆる生命を
いざ友よ ここに謳わん

2 限りなき 技術の備え
たゆみなく 汗して努む
名南の まなびの庭よ
工業の 若き力を
いざ友よ ここに示さん

3 輝ける 瞳の我ら
誇らかに 肩くみ仰ぐ
みんなみの 十字の星よ
若人の 燃ゆる理想を
いざ友よ ここに築かん

生徒心得

私たちは、名古屋工科高等学校の生徒としての誇りと責任をもち、生徒心得を遵守し、勤勉さと創意工夫の精神をもった工業人を目指す。

1 登下校について

- (1) 安全に気をつけ、時間には余裕をもって登校する。
- (2) 欠席、忌引、遅刻、早退は原則として事前に保護者より申し出る。無断での欠席等は厳禁である。
- (3) 遅刻した際は、理由を問わず、職員室にて「入室許可証」を記入し、担任又は教科担任に提出する。早退する際も同様に、職員室にて「早退願」を提出する。
- (4) 登下校は常に交通規則・道徳を守り、公共交通機関では乗車マナーを守る。
- (5) 通学に使用する自転車は、所定の場所に駐輪し、必ず施錠する。
- (6) 業後は速やかに帰宅し、基本的な生活習慣を心がける。

2 礼法について

- (1) 挨拶と礼儀は、人間関係を築く基本であり、「ありがとうございます」「失礼します」など、場に適した挨拶を心がける。
- (2) 目上の人に対しては、適切な敬語を使うなど、正しく心豊かなことば遣いを心がける。
- (3) 職員室に入室する際は、入室のマナーを守る。

3 服装・所持品

- (1) 身分証明書は常に携帯し、紛失した場合速やかに再交付の手続きを行う。
- (2) 所持品には必ず記名する。

(3) 不要物は基本的に校内に持ち込まない。また、 unnecessary 金銭や貴重品も持参しない。

(4) 拾得、紛失、盗難があった場合は、担任へ届け出る。

4 校内

(1) 公共物を大切にし、万一破損したときは、速やかに担任へ届け出る。

(2) 環境の美化、整理・整頓に努める。

(3) 校舎内は指定の上履きを使用し、土足を厳禁とする。また、上履きで校外に出ない。

(4) 出版、放送、掲示物、印刷物の配布等は、必ず許可を受ける。

(5) 携帯電話やスマートフォンの使用については、授業中のルールを必ず守り、それ以外についてもマナー・モラルに意識をもって使用する。また「歩きスマホ」等危険な行為については校内禁止とする。

(6) 20歳以上においても、校内又は学校近隣において、喫煙行為または喫煙具所持があった場合は、特別指導の対象とする。

5 校外

(1) 常に本校生徒としての自覚をもち、責任ある行動をする。

(2) 交通規則及びマナー・モラルを守り、違反・事故を起こさない。

(3) 長期休業には、「休業中の心得」を遵守し、行動する。

(4) 事故を起こした場合は、速やかに担任および生徒指導部へ届け出る。

6 学生割引証

(1) 学生割引証が必要な場合は、交付願を担任に提出する。

(2) 学生割引証は、他人に譲渡してはならない。

(3) 学生割引証を使用する場合は、身分証明書を携行する。

- (4) 学生割引証で購入した乗車券を他人に譲渡してはならない。
- (5) 学生割引証を使用しなかった場合は、速やかに生徒指導部へ返却する。

9 原付通学について

- (1) 原付使用の目的は、職を有する際、登下校に著しく交通不便が発生する場合とする。
 - (2) 原則として2年生以上とし、有職者に限る。
 - (3) 通学に利用する原付は50cc以下とする。
 - (4) 次の①②に該当する者は、許可をしない。
 - ①車両を改造している者（*整備不良車も含む）
 - ②以下の移動距離に該当する者
 - ア 自宅と学校までが5km未満の者
 - イ 自宅と学校までが15km以上の者
 - ウ 職場と学校までが15km以上の者
- *その他、特別な事情がある場合は、その都度審議する。
- (5) その他、詳細については別途規定による。

10 特別指導について

以下に挙げる、自他ともに生徒の安全・安心を脅かす行為など、特別な指導に該当する行為があったとき、別途定める内規により、主として管理職による指導ならびに謹慎を伴う指導措置をとり、再発防止・学校生活の正常化を図る。

(1) 非行の場合

不良行為については、原則保護者の来校の上、指導する。

- ア 喫煙、飲酒等これに類する不良行為
- イ そのまま放置すれば犯罪行為に発展するおそれがあると認められる行為
- ウ 暴言・暴力、いじめ、器物破損、授業妨害、人権に

関わる内容等

- (2) 考査における不正行為の場合
- (3) その他、審議により特別な指導が必要な場合

精皆勤生徒の表彰について

- 1 各学年において、1か年皆勤した生徒には、皆勤賞を与える。
(欠課時数1時間未満の者)
- 2 各学年において、1か年精勤した生徒には、精勤賞を与える。
(欠席2日以内かつ欠課時数8時間以内で、遅刻・早退の合計が10回未満の者)
- 3 4か年皆勤した生徒には、4か年皆勤賞を与える。ただし、当該年度における1か年皆勤賞は与えない。

忌引について

親族の死亡の場合、次に定める日数以内の期間を忌引とする。なお、葬儀のため遠隔地に行く場合は、往復に要する日数を加算することができる。

父母	7日
子	5日
祖父母	3日
兄弟姉妹	3日
叔父叔母	1日
配偶者	10日
配偶者の父母	3日
配偶者の祖父母	1日
配偶者の兄弟・姉妹	1日
配偶者の叔父・叔母	1日

* 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。

定期考査の生徒心得

- 1 考査期間中(考査の1週間前から考査終了まで)は、職員室、準備室等への入室は禁止する。また、部活動は、原則として禁止する。
- 2 不正行為は、絶対にしてはならない。不正行為があった場合は、当該科目は0点とする。
- 3 考査時間は、40分間とする。特に、考査期間中は欠席・遅刻・早退をしない。
- 4 考査の途中で退出することはできない。やむを得ず退出する場合は、その時点で答案を提出し、以降解答することはできない。
- 5 考査を受考するにあたり、担当者の指示に従うこととする。

「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された際の授業等の取扱いについて

- ・原則として授業等の教育活動については、継続する。
- ・本情報が発表されたときは、地震への備えを再確認する。
- ・本情報の運用開始（平成29年11月1日）に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行われない。

登下校中に大きな地震が起きた場合の対応について

○地震の揺れを感じたら

- ① 周囲の状況を十分に確認して、「落ちやすいもの」「倒れやすいもの」「移動しやすいもの」から離れてしゃがむ。
- ② バッグなどで頭を守る。

- ・屋根瓦、外壁、ガラス、看板の落下に注意するとともに、ブロック塀、電柱、電線、自動販売機からできるだけ離れる。崖・山崩れ、堤防決壊、液状化現象などにも注意が必要で、崩れそうな場所や水のそばからできるだけ離れる。
- ・自転車に乗っていたらすぐに降りる。
- ・橋や歩道橋の上にいる時は、動けるのなら早く渡りきる。
- ・バス・電車に乗っている時は、棚から荷物が落ちてこないか確認する。
- ・座っている時は、手すりや座席にしっかりつかまる。
 - ・立っている時は、手すりなどにつかまるか、つかまれない時はしゃがむ。

※大規模な災害時は、むやみに移動を開始しないこと。
最寄りの安全な場所へ移動したら、まずは混乱が収まるまで待機する。

○地震の揺れがおさまったら

- ・崖や山崩れのおそれのある場所、河川、海岸からできるだけ離れる。高台に避難する。
- ・徒歩や自転車を使用している場合は、最寄りの避難場所に行く。

避難所	
(避難場所)	

- ・公共交通機関利用者は、乗務員の指示・誘導に従う。
- ・避難後、登校するか、帰宅するか、その場で待機するかは、状況を判断して安全な行動を選ぶ。

災害用伝言ダイヤルの利用方法

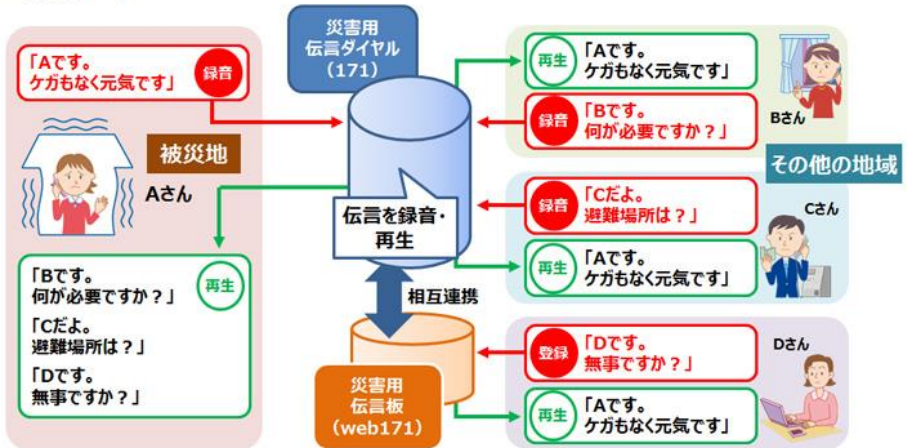
災害用伝言ダイヤルとは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

「171」へ電話をかけ、音声案内に従って、市外局番から始まる自宅の電話番号などをダイヤルして、伝言を吹き込みます。録音された伝言を聞く場合も同様に「171」に電話をかけ、案内に従ってダイヤルすれば、全国どこからでも聞くことができます。

伝言の保存期間は、災害用伝言ダイヤル（171）の運用期間終了までです。録音・保存できる伝言は、被災の範囲や被害の大きさによって設定されますが、電話番号あたり1～20伝言です。

NTT東日本・NTT西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話、携帯電話やPHSから発信する場合、各通信事業者にお問い合わせください。伝言録音等のセンタ利用料は無料です。

ご利用イメージ



【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順	伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル		171	
②	<p>[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。</p>			
	(暗証番号なし)		(暗証番号あり)	
	1	3	2	4
	<p>[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。</p> <p style="text-align: center;">XXXX</p>		<p>[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。</p> <p style="text-align: center;">XXXX</p>	
③	<p>[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい</p> <p style="text-align: center;">0XXX XXXX XXXX</p>			
伝言ダイヤルセンターに接続します。				
④	<p>[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXX (暗証番号XXXX) の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。</p>		<p>[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXX の伝言をお伝えます。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。</p>	
	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1
	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。びっという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押してください。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。びっという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押してください。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えます。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えます。伝言を繰返すときは数字の8を、次の伝言に移る時は数字の9を押して下さい。
	伝言の録音		伝言の再生	
	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	<p>録音終了後</p> <p style="text-align: center;">9</p> <p>[ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正されるときは数字の8を押して下さい。再生が不要な方は9を押してください。</p> <p>録音した伝言内容を確認する。</p>	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。電話をお切り下さい。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加し録音されるときは数字の3を押して下さい。
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。			(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	
		[ガイダンス] 電話をお切り下さい。		
⑤ 終了	自動で終話します。			

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)

平常時は運用していません。家族で災害用伝言ダイヤルについて話し合い、被災した場合に利用することを確認しておいてください。

①伝言の録音方法

安否・被害状況を学校へ連絡する場合

「171」→「1」→「自宅の電話番号等(****)****-****」→「録音」

〈録音例1〉

「〇〇区〇〇町の名南太郎です。自分も家族も無事ですが、自宅は全壊し、現在〇〇小学校に避難しています。」

〈録音例2〉

「1年A組の愛知一郎の保護者です。一郎は、腕を骨折して〇〇病院に運ばれましたが、命に別状はありません。自宅の被害は軽く、現在、自宅にいます。」

②伝言の再生方法

学校の再開について確認する場合

「171」→「2」→「052-822-0242」→「再生」

[「052-822-0242」は学校の電話番号です。途中の(→)でガイダンスが流れます。]

〈録音例〉

「名古屋工科高校は、全日制・定時制ともに学校の再開について現在検討中です。学校から連絡があるまで、自宅で待機しててください。」

異常気象時における生徒の登下校について

- 1 生徒の登校する以前に、名古屋市に暴風警報が発令されている場合
 - (1) 始業時刻2時間前(午後3時30分)までに警報が解除された場合は、平常通りの授業を行う。また、その時刻までに解除されない場合には、当日の授業を中止する。
 - (2) 自宅・職場からの登校経路において、暴風警報が発令されている場合や登校時の安全が確保できない場合は適切に対応する。

- 2 生徒の登校後に、名古屋市に暴風警報が発令された場合
 - (1) 気象状況等により判断して、生徒を安全に帰宅させることができる場合には、当日の授業を中止して速やかに下校させる。
 - (2) 生徒の帰宅に危険を伴う場合には、学校に残し、安全確保に努める。
 - (3) 自宅・職場への下校経路において、暴風警報が発令されている場合や下校時の安全が確保できない場合は適切に対応する。

- 3 名古屋市に特別警報が発令されている場合
 - (1) 当日の授業を中止する。
 - (2) 解除された後も当日の授業は中止とする。
 - (3) 解除された翌日は平常通りの授業を行う。

- 4 その他の場合
本校の地理的位置や状況等を考慮し、安全確保のために適切に対応する。

生徒会会則

第1章 名 称

第 1条 本会は、愛知県立名古屋工科高等学校定時制課程生徒会と称する。

第2章 目 的

第 2条 本会は、学校ならびに地域社会と協力して、学校生活が豊かで潤いあるものとなるように努め、愛知県立名古屋工科高等学校定時制課程の発展を図ることを目的とする。

第3章 会 員

第 3条 本会会員は、愛知県立名古屋工科高等学校定時制課程全生徒とする。ただし、教職員は、特別会員とする。

第4章 役 員

第 4条 本会の役員は、原則として会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名とする。

第 5条 役員を選出は、生徒会役員選出規定による。

第 6条 役員の任期は、前期(5月1日～9月30日)および(後期10月1日～4月30日)に分け、再選を妨げない。

第 7条 会長は、本会を代表し、議会を統括する。副会長は、会長を補佐する。書記は、本会の運営・議会・総会等記録にあたる。会計は、本会資金について予算案を作成し、財政に関する事務を司る。

第 8条 無記名投票により、役員 $\frac{2}{3}$ 以上が要求するときは、役員は辞任する。

第5章 議 会

第 9条 議会は、本会の目的を達成するために必要な権限が与えられる。

第10条 各ホームルームは、議会に室長・副室長の2名を議員として送る。議員の任期は、前期および後期に分け、再選を妨げない。

第11条 議会は、必要に応じて会長が招集する。

第12条 議会の議長は、出席議員の過半数の同意により決定される。

第13条 議会は、議員の2分の1以上の出席を必要とする。

第6章 委員会

第14条 本会には、次の委員会を置く。

1 文化委員会 2 体育委員会 3 保健・給食委員会

第15条 各委員会は、各ホームルームより選出された2名ずつの委員によって組織される。委員の任期は、前期および後期に分け、再選を妨げない。

第16条 委員会は、役員および議会と密接な連絡をとり、本会の目的を達成するため、諸活動の企画・運営に対し、積極的に協力する。

第7章 財 政

第17条 本会の会費は、1か月400円とする。

第18条 予算は、議会の承認を得なければならない。また、臨時の経費徴収は、議会において出席議員の3分の2以上の承認を必要とする。

第8章 顧問教員

第19条 本会には、教職員により選ばれた顧問教員を必要数を置く。

第20条 顧問教員は、議会に少なくとも1名は出席する。

第9章 改正

第21条 本会則の改正は、書式をもって会長に提出された後、議会を経て、全会員の過半数をもって決定する。

(付則)

昭和47年 4月 1日 施行

昭和61年 5月17日 全面改正

平成 8年 4月 1日 改正

生徒会役員選出規定

第1条 この規定は、愛知県立名古屋工科高等学校定時制課程生徒会会則(以下会則という)第4章第5条による生徒会役員を選出することに適用する。

第2条 休学者、特別会員を除くすべての会員は選出権を有する。

第3条 役員は、議員の互選により選出し、全会員の承認を得る。

第4条 生徒会長、副会長については、原則として生徒会役員経験者から選出する。

第5条 役員が病気、事故、その他の理由により、欠員の生じた場合には、補充選出し、全会員の承認を得る。

部活動規約

- 1 部活動は、生徒の自主性、生徒間の人間的連帯を増進することを目的とする。
- 2 部は生徒の希望により開設し、活動内容・部員数に応じて顧問の調整を行う。
- 3 部には1名以上の顧問教員を置く。
- 4 部の新設は、生徒議会および職員会議の議決を経て成立する。
- 5 部は、生徒会執行部が必要に応じて審査し、その解散は、生徒議会および職員会議の議決を経て行われる。
- 6 部員が減少し、活動が困難になったとき、あるいは、異常事態が発生したときは、生徒会執行部と当該部顧問は、部の解散の是非を検討する。

学校給食心得

本校は、学校給食法に基づき「生徒の心身の健全な発達と健康の保持・増進」をめざし、完全給食を実施している。

- 1 生徒は、全員給食を摂ることを原則とする。
- 2 給食費は、事務窓口へ期日までに納入する。
- 3 食堂内に入室するときは清潔を保ち、食前には必ず手洗い・消毒を励行する。
- 4 給食は、各自が、配膳棚から1食分を取り、定められた席で食事をする。
- 5 食事後は、各自の食卓やその周辺を清潔に保ち、使用済みの食器は、定められた場所に、速やかに返却する。
- 6 給食は、食堂内で食べるものとし、食堂外に持ち出すことは、厳禁する。
- 7 調理室には、無断で立ち入らない。

- 8 食堂内には、土足で入室することを厳禁する。
- 9 マナーを十分守り食事をする。

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

- 1 学校の管理下で生じた負傷または疾病のうち、医療費総額が5,000円以上（自己負担3割で1,500円以上）の場合、医療費総額の4/10の金額が給付される。
- 2 給付を受ける権利は、受診日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅する。
- 3 掛け金（保護者負担額）は、年度初めの学校納入金に含まれ、学校が日本スポーツ振興センターに納入する。
- 4 請求手続きは学校を通して行うため、該当者は保健室に申し出て、必要書類等の説明を受ける。
- 5 日本スポーツ振興センターが提出された書類を審査の上、給付額を決定し学校を通して保護者の口座へ支払う。

学校感染症による出席停止

学校は、学校保健安全法第19条に基づいて、学校感染症にかかっている生徒及びかかっている疑いのある生徒について、出席停止の指示をする。

1 感染症の種類と出席停止期間

・インフルエンザ

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

・百日咳

特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

- ・麻しん

解熱した後3日を経過するまで

- ・流行性耳下腺炎

耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで

- ・風しん

発疹が消失するまで

- ・水痘

すべての発疹が痂皮化するまで

- ・咽頭結膜熱

主要症状が消退した後2日を経過するまで

- ・新型コロナウイルス感染症

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

- ・結核

医師において感染のおそれがないと認めるまで

- ・髄膜炎菌性髄膜炎

医師において感染のおそれがないと認めるまで

2 手続き等について

- (1) 医療機関で診断を受けたら、速やかに学校へ連絡する。
- (2) 医師の指示した日をもって、出席を許可する。
- (3) 出席する際は、必要書類を学校に提出する。
- (4) 出席停止期間中は、生徒の規定出席日数には関係しない。

電話相談先一覧

- いじめ、自分や友だちの命に関わる相談は、
24時間子供SOSダイヤル「子どもSOSほっとライン24」
☎0120-0-78310

- 犯罪、いじめ、児童虐待など被害に関する相談は、
被害少年相談電話〔愛知県警察本部〕
☎0120-7867-70（月～金 9:00～17:00）

- いじめ、学業、進路、先生の指導などに関する相談は、
教育相談研究室〔愛知県総合教育センター〕
☎0561-38-2217（月～金 9:00～17:00）

- 進路、学習、生活などに関する相談は、
教育相談こころの電話〔愛知県教育・スポーツ振興財団〕
☎052-261-9671（年末年始を除く毎日24時間）